

別表四

星製菓會社者諸君長告ぐ

星製菓會社は、会社月和総計集來次勘定が四月末日迄に八百三万三千九百六十云川三千七百二の際と人へ請求しなさい
昨年度決算一ヶ月前に於ける表上利益と今期四月末の利益との比較月別の通

昭和四年四月末日 六九×、三七、三六
五年四月末日 四七〇、二四九、一七、三五

故に今日表とれる重後の数字との数字とそれ以上水を考へるべし

社会主義のため、人道のため、一

諸氏のため

春秋第六。五九號
昭和五年七月一日 営理課監 丸山鶴吉

内務大臣安達謙藏殿
内務省会局長官殿
各廳省局長官殿
總務部長官殿
總務部長官殿

5.7.31
1326

要旨

- (1) 社員賃金ニテハ社員不就業ニヨリ外部ヨリ割財セントシ社員妻・夫・家族小金井方ノ易間シ解決方
ヲ依頼シ引續キ営業協議中ナリ
(2) 社員賃金ニテハ社員不就業ニヨリ外部ヨリ割財セントシ社員妻・夫・家族小金井方ノ易間シ解決方
ヲ依頼シ引續キ営業協議中ナリ
(3) 賃金負担額三ヶ月間支拂未済者、六ヶ月給付金請求者、不拂場合は年賃半額準備為モ重荷を拂ふ事無
アリ
(4) 在勤員、給料ハ七月一日支拂、予定ナルモ金京至難、決済アリ